

# 経験者に聞く 弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

## 第1回

弁護士から裁判官へ、そして19年を経て再び弁護士へ  
(今改めて考える弁護士任官の意義と常勤裁判官の魅力について)

元東京高等裁判所部総括判事・会員 北澤 純一 (39期)

※本文は、2022年10月5日に開催された当会主催の「退官慰労講演会」における北澤純一会員の講演内容の一部を要約したものです。

## 1 はじめに

2022年6月をもって、2003年10月に弁護士任官して以来19年近く続けてきた裁判官を定年退官し、当会に再登録いたしました。いろいろ思い出深いところもありますが、裁判官を退官した今、弁護士任官の意義について、また常勤裁判官の魅力について、改めてお話ししたいと思います。

## 2 弁護士任官の意義

(民事司法の現状からみた常勤任官者の必要性)

### (1) 危うさを抱えた民事司法の現状

今、裁判官と弁護士が手を携えてつくってきた裁判所中心の民事司法が危うい時期に差し掛かっている気がします。地裁及び高裁では2013年頃から民事事件数が減少傾向にあります。過払い事件が減った影響だとする見方もありますが、個人的にはそうとばかりは言い切れないように感じています。訴訟遅延の問題も然りです。刑事司法は、裁判員裁判を導入して、国民のためにわかりやすい裁判を実現しようと法曹三者が協力し合ったことで一気に身近になった感がありますが、裁判官と弁護士が主導してきた民事司法では、潜在的な利用者に対する働き掛けが十分ではなかったように思えてなりません。現在、裁判手続のIT化が進行中ですが、誰のために、どのようにすれば民事司法の利用が促進するのか、真剣に考えて取り組む必要があると思います。

### (2) 取組みの活力源となる弁護士任官者

民事司法の原点は何でしょうか。公正公平な裁判

が行われることは当然ですが、手続全体を通じて当事者の気持ちの置きどころを探す必要があると思います。

しかし、裁判官の中には、当事者の言葉を割と簡単に真に受けてしまう方や、逆に、裏付け証拠がない限り信用しないという方もいます。事程左様に、経験や想像力が乏しいと、当事者の気持ちを的確に推量すること自体がまず難しいのです。判断権者である裁判官が自己反省に立って取り組まないと、こうした事態はなかなか改善されません。

代理人弁護士として当事者と直接向き合うことで対応の難しさを経験してきた方は、おそらく自然に当事者の気持ちの置きどころを探ろうとすることでしょう。こうした方が常勤裁判官となれば、民事司法の改善に向けた諸所の取組場面において力を発揮することができるとし、貴重な活力源として大いに期待されると思います。

## 3 常勤裁判官の魅力

### (1) 裁判所の配慮

裁判所では、弁護士任官者を判事として育成するための配慮が十分なされています。

最初の勤務地が地裁、高裁のいずれであっても、面倒見が良い優れた部総括判事の下に配属され、教えを受けます。また、任官1年前後には、司法研修所で弁護士任官者実務研究会が行われますし、そのカリキュラムの中では、先輩弁護士任官者を交えた「弁護士と裁判官の間」という座談会も行われます。

むやみに不安を抱く必要はありません。なお、コロナ禍以前は、弁護士任官者同士の自主的な交流や情報交換が盛んに行われていました。これらを復活させていくことが望まれます。

## (2) 仕事からみた常勤裁判官の魅力

まず、判決を書く、これが常勤裁判官の仕事の基本です。しかも、書けるようになればなったで、更に良い判決を目指すための道程が待っています。

しかし、努力は必ず報われます。私は、地家裁支部時代の夏季休任期間中に、刑事の否認事件の判決を集め、徹底的に読み込んで、自分に一番しっくりくる事実認定（説示）の仕方について自己研さんを積みました。自らの成長度合いを感じとることは、幾つになっても大切です。素材には事欠きませんから、やり方次第で力は伸びます。また、高裁の陪席時代に一件記録が保管用ロッカー一杯に詰まった事件を担当したことで、どんなに記録が厚い事件がきても判決を書いていけるという自信が付きました。やればできるという喜びを得ることは、精神的な強さにつながります。

次に、合議です。裁判官は、弁護士とは異なり、結論を決め打ちせずによく考え抜く姿勢が要求されます。合議の中で、自身の見解について問題点を指摘されて考え直し、更にまた考えるという過程を繰り返すことで、考え抜く姿勢が鍛えられていきます。必然的に単独事件の処理も上手くなっていきます。合議体の一員として裁判事務を行うことによって、

常勤裁判官の醍醐味が感じられることでしょう。

さらに、部総括になると、チームである「部」の運営（マネジメント）が大きな仕事となります。地家裁では、裁判長として合議事件を主宰する一方で、単独事件を処理しながら、部全体をみて陪席裁判官を育成していくことになります。これに加えて、高裁では、次代を担う部総括候補者の育成やノウハウの伝承という仕事も重要になってきます。こうした努力の結果、部全体で取り組んだ仕事の成果が判決となり、和解となっていくのです。その達成感や満足感ひとしおは一人です。

## 4 おわりに

裁判官は、他人の権利義務関係を決めなければならない重い責任を負っています。その責任に耐えてこそ周囲が尊敬してくれるのです。弁護士時代に得た知識や培った経験を生かすことができますし、経験したことがない新しい問題に向き合う際も、解決に向けて真摯に努力する中で、勉強したことが自然と身に付いていきます。こうしたことによる精神的満足感は誠に得難いものなのです。

志がある方はぜひ常勤裁判官への任官を考えてみてください。そして、首尾よく希望が叶われたあかつきには、初心を大切にしながら、キャリア裁判官に良い影響を与えてください。そうしていただくことで民事司法全体が良い方向に進んでいくと信じています。

---

### 【弁護士任官推進委員会からのお知らせ】

最高裁判所と日本弁護士連合会との間の協議結果である「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」（2001年12月7日）に基づき日本弁護士連合会の推薦手続を経て弁護士から判事又は判事補（常勤裁判官）に任官する弁護士任官制度は、2023年4月で20周年を迎えました。2003年4月以降の推薦者数は134名（うち当会会員32名）、任官者数は68名（うち当会会員18名）となっております。

弁護士任官の基準や手続などにつきましては、当会及び日弁連の会員サイトにて確認することができるほか、2023年9月6日（水）午後3時～午後5時、弁護士会館12階「講堂」にて、裁判所及び法務省から担当者をお招きして、関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催の「弁護士任官に関する説明会」が開催されますので、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。また、弁護士任官に関する不明点や疑問点があれば、下記へご連絡ください。

問い合わせ先

東京弁護士会総務課：電話03-3581-2204